

## 「労働者保険条例施行細則」の一部改正について

「労働者保険条例施行細則（以下、「本細則」と略す）」は数回の改正を経て、最新改正案が労働部労働保 2 字第 1100140321 号令により発布され、2021 年 6 月 8 日に発効した。弊所は、労働部の公告を参照し、改正された本細則の条文について、その要点を説明するとともに、下記の通りに対照表の形で整理する。

- (一) 行政院農業委員会による農場の認定範囲の拡大に合わせて、雇用される労働者の労働者保険の権益を保障するとともに、実務作業の需要に一致するよう双方に配慮し、雇用者の保険加入単位（適用事業所等を指す）<sup>1</sup>の設立に際して提出すべき関連証明書類に係わる規定を修正した。（改正条文第 13 条）
- (二) 被保険者の正確な情報を速やかに把握して、その権益を確保するために、かつ、被保険者の個人情報に変更又は誤りのあるときには、被保険者自ら保険加入単位に通知する義務があるため、第 24 条第二項を追加した。このほか、被保険者情報の正確性を維持し保護するために、保険者が関連機関に登録した情報に基づき直接変更することができるとする規定を追加した。（改正条文第 24 条）
- (三) 毎月の保険料を 30 日で計算する規定、及び被保険者が同一の所属関係にある保険加入単位間で異動する際の保険料の徴収規定を追加した。（改正条文第 28-1 条）
- (四) 台湾のバイリンガル国家政策の推進に合わせるほか、保険給付の申請手順を簡素化し、かつ、現在保険者が保険給付申請の審査作業に対して、すでに一部の英語書類については中国語訳文の添付を免れることに同意していることから、第 2 項ただし書きの規定を追加した。（改正条文第 54 条）
- (五) 現在、病院においては一般的に診断証明書の定められた書式があり、かつ、実務上被保険者が傷病給付の申請に際して付する診断証明書に、すでに診断された傷病の名称、治療期間及び経過などが明確に記載されている場合、保険者による審査の際に参考に供することができることを鑑み、第 57 条の文言を修正した。（改正条文第 57 条）

<sup>1</sup> 保険加入単位とは、「労働者保険条例」第 6 条、第 8 条の規定に基づき、労働者のために保険を加入すべき労働者の使用者又は所属団体又は所属機構が設置する保険契約者としての単位をいう。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

※表中の赤字部分は、変更があった箇所

改正 条名	改正内容（現行規定）	改正前内容
	2021/06/08	2018/03/28
第 13 条	<p>本条例第 6 条及び第 8 条の労働者について、その使用者、所属団体又は所属機構が保険関係成立手続を行うとき、政府機関（機構）、公立学校及び政府機関（機構）により提供のオンライン申請システムを利用して保険関係成立手続を行う者を除き、責任者の国民身分証明書表裏の写し、及び各目的事業の主務機関が発行する次に掲げる関連証明書の写しを添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工場：工場の登記に関する証明書類</li> <li>鉱山：鉱山登記証、採掘又は試掘免許</li> <li>製塩場、農場、牧場、営林場、茶畑：登記証明書又は認定に関する証明書類</li> <li>運送業者：運送業許可証又は関連の認定証明書類</li> <li>公益事業：事業免許又は関連の認定証明書類</li> <li>会社、商号：会社登記証明書類又は商業登記証明書類</li> <li>私立学校、新聞事業、文化事業、公共福祉事業、協同組合事業、漁業、職業訓練機構及び各業界の人民団体：設立又は登記の証明書</li> <li>その他の業種は、業務執行証明書又は登記、認可若しくは記録</li> </ol>	<p>本条例第 6 条及び第 8 条の労働者について、その使用者、所属団体又は所属機構が保険関係成立手続を行うとき、政府機関、公立学校及び政府機関（機構）により提供のオンライン申請システムを利用して保険関係成立手続を行う者を除き、責任者の国民身分証明書の表裏の写し、及び各目的事業の主務機関が発行する次に掲げる関連証明書の写しを添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工場は、工場の登記に関する証明書類を添付しなければならない。</li> <li>鉱山は、鉱山登記証、採掘又は試掘免許を添付しなければならない。</li> <li>製塩場、農場、牧場、営林場、茶畑は、登記証明書を添付しなければならない。</li> <li>運送業者は、運送業許可証又は関連証明書類を添付しなければならない。</li> <li>公益事業は、事業免許又は関連証明書類を添付しなければならない。</li> <li>会社、商号は、会社登記証明書類又は商業登記証明書類を添付しなければならない。</li> <li>私立学校、新聞事業、文化事業、公共福祉事業、協同組合</li> </ol>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正 条名	改正内容（現行規定）	改正前内容
	2021/06/08	2018/03/28
	に関する証明書類を添付しなければならない。（第1項）	事業、漁業、職業訓練機構及び各業界の人民団体は、設立又は登記の証明書を添付しなければならない。 8. その他の業種は、業務執行証明書又は登記、認可若しくは記録に関する証明書類を添付しなければならない。（第1項）
	保険加入単位は、前項各号に定める証明書類を取得できない場合、税務調査機関が発行した源泉徴収義務者の設立（変更）登記申請書又は統一發票使用の購入証明書を添付した上で、保険関係成立手続を行わなければならない。（第2項）	保険加入単位は、前項各号に定める証明書類を取得できない場合、税務調査機関が発行した源泉徴収義務者の設立（変更）登記申請書又は統一發票使用の購入証明書を添付した上で、保険関係成立手続を行わなければならない。（第2項）
第24条	被保険者の氏名、生年月日、国民身分証明書統一番号などに変更又は誤りがあったとき、保険加入単位は、直ちに「被保険者事項変更申請書」に記入し、国民身分証明書の表裏の写し又は関連書類を添付して、照会のために保険者に提出しなければならない。（第1項） 前項において被保険者の関連個人情報に変更又は誤りがあった場合、被保険者は、直ちにその所属する保険加入単位に通知しなければならない。（第2項） 被保険者が前項の規定に基づきその所属する保険加入単位に通知しなかった場合、又は保険加入単位が第1項の規定に基づき関連書類	被保険者の氏名、生年月日、国民身分証明書統一番号などに変更又は誤りがあったとき、保険加入単位は、直ちに「被保険者事項変更申請書」に記入し、国民身分証明書の表裏の写し又は関連書類を添付して、照会のために保険者に提出しなければならない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正 条名	改正内容（現行規定）	改正前内容
	2021/06/08	2018/03/28
	を添付して保険者に提出しなかった場合、保険者は、関連機関に登録された情報に基づき直接変更を行うことができる。（第3項）	
第 28-1 条	<p>本条例第13条第1項に定める保険料は、1箇月を30日で計算する。（第1項）</p> <p>被保険者が第23条の規定に基づき保険の異動を取り扱う場合、転出組織（適用事業所等を指す）での保険料は転出の前日までに計算し徴収し、転入組織（適用事業所等を指す）での保険料は転入の日から計算し徴収する。（第2項）</p>	（追加条文）
第 54 条	<p>本条例の規定に基づき各項の保険給付を請求する際、添付される書類が台湾の政府機関（機構）以外で作成されたものである場合には、次に掲げる機関単位の認証を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外で作成された場合は、台湾の在外公館、代表処、又は駐在員事務所の認証を経なければならない。国内における駐台湾外国公館又は授權された機構により作成された場合には、外交部の再認証を経なければならない。</li> <li>2. 中国大陸地区で作成された場合、行政院が設立若しくは指定した機構又は委託した民間団体の認証を経なければならない。</li> </ol>	<p>本条例の規定に基づき各項の保険給付請求を申請する際、添付される書類が台湾の政府機関以外で作成されたものである場合には、次に掲げる機関単位の認証を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外で作成された場合は、台湾の在外公館、代表処、又は駐在員事務所の認証を経なければならない。国内における駐台湾外国公館又は授權された機構により作成された場合には、外交部の再認証を経なければならない。</li> <li>2. 中国大陸地区で作成された場合、行政院が設立若しくは指定した機構又は委託した民間団体の認証を経なければならない。</li> </ol>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正 条名	改正内容（現行規定）	改正前内容
	2021/06/08	2018/03/28
	<p>3. 香港又はマカオで作成された場合、行政院が香港又はマカオで設立若しくは指定した機構又は委託した民間団体の認証を経なければならない。（第1項）</p>	<p>3. 香港又はマカオで作成された場合、行政院が香港又はマカオで設立若しくは指定した機構又は委託した民間団体の認証を経なければならない。（第1項）</p>
	<p>前項の書類が外国語である場合は、前項各号に掲げる単位の認証又は国内の公証人の認証を経た中国語訳文を添付しなければならない。ただし、英語である場合には、保険者が必要と認める場合を除き、その添付を免れることができる。（第2項）</p>	<p>前項の書類が外国語である場合は、前項各号に掲げる単位の認証又は国内の公証人の認証を経た中国語訳文を添付しなければならない。（第2項）</p>
第57条	<p>本条例第33条又は第34条の規定に基づき、傷病給付を請求する場合、次に掲げる書類を備えなければならない。</p> <p>1. 申請書（書類名：「傷病給付申請書及び給付の領収書」）</p> <p>2. 傷病診断書（第1項）</p>	<p>本条例第33条又は第34条の規定に基づき、傷病給付を請求する場合、次に掲げる書類を備えなければならない。</p> <p>1. 申請書（書類名：「傷病給付申請書及び給付の領収書」）</p> <p>2. 傷病診断書。入院の場合は、受診先が発行する傷病名称及び入退院期日が記載された証明書類を代わりとすることができる。（第1項）</p>
	<p>前項第2号に定める「傷病診断書」については、受診の病院又は診療所が発行する傷病名称、治療期間及び経過が記載された証明書類を代わりとすることができる。（第2項）</p>	<p>じん肺症に罹患し、職業病の補償費用の受領を初めて申請するときは、じん肺症の診断証明書、粉じん作業歴の報告書及び関連映像/画像を添付しなければならない。ただし、じん肺症で入院した事例が保険者の認可を経た場合は、再度の添付を免れることができ</p>
	<p>じん肺症に罹患し、職業病の補償費用の受領を初めて申請するとき</p>	

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正 条名	改正内容（現行規定）	改正前内容
	2021/06/08	2018/03/28
	は、じん肺症の診断書、粉じん作業歴の報告書及び関連映像/画像を添付しなければならない。ただし、じん肺症で入院した事例が保険者の認可を経た場合は、再度の添付を免れることができる。(第3項)	きる。(第2項)



本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。